



Title	中小企業分野法の成立・改正に関する立法過程について - 経済法領域における立法過程の一断面 -
Author(s)	松本, 進
Citation	北大法学論集, 40(4), 215-258
Issue Date	1990-03-20
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16698
Type	bulletin (article)
File Information	40(4)_p215-258.pdf



[Instructions for use](#)

〈北大立法過程研究会資料〉

中小企業分野法の成立・改正に関する立法過程について

—— 経済法領域における立法過程の一断面 ——

松 本 進

目 次

- 一 分野法の成立に関する立法過程
- 二 分野法の改正に関する立法過程
- 三 立法過程論の意義と実用性

質疑応答

〈資料1〉 〈資料5〉

中小企業分野法——正確には「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律」——は、先ず与野党より議員提案され、次に政府提案に切り替えられ、それが衆議院において修正されて成立し、さらに四年後に議員立法によって改正された、という、立法過程としては複雑な過程をもつものであるので、経済法領域における立法過程研究の一助となればと思ひ、ここにこれを取り上げてみた。

一 分野法の成立に関する立法過程

(1) 経済的・社会的基盤における問題状況

元来、中小企業分野は、そこに参入するのに必要な資本量も少なく、製品差別化等もないため、新規参入し易い分野であり、それ故しばしば過当競争にさらされる産業分野である。したがって、大企業にとつては、このような産業分野は、通常は魅力あるものとはいえないが、新製品、新技術、新サービス等の開発・導入と、これに対応する需要の拡大により、成長が見込まれる場合には、大企業はその資本力、生産力、販売力等を利用して、中小企業分野への参入を図ることになる¹⁾。そこで、高成長分野では大企業のシェアが増大し、低成長分野では中小企

業のシェアが増大するという、一方的な流動性が認められることになる²⁾。

しかし、分野法の成立を促した七〇年代後半における経済的・社会的基盤における問題状況は、前述の一般的理由に加え、次のような特殊な事情があつた。

即ち、七一年のドルショック、七三年の第一次石油危機、それに続く世界的不況、日本経済の低成長への転化という経済的環境のもとで、大企業は、本来の事業活動の停滞が予想されるときは、現在自ら有している資本力、技術力、販売網を利用した経営の多角化により、この停滞を乗り越えようと図ることに³⁾なり、通常なら食指を動かさない低成長業種である中小企業分野に、多くの大企業が進出を始めたのである。

当時、大企業の進出により、中小企業との間に紛争が生じた具体的事件は、(資料1)に掲げるとおりであり、豆腐、もやし、理化医ガラス、段ボール紙器、軽印刷、クリーニング、眼鏡、書店、貴金屬、葬祭、かまぼこ、和・洋生菓子等、多くの業種にわたっている。

(2) 分野調整に関する既存の法制度

中小企業基本法(昭和三八年七月二〇日公布・施行)の国会

における審議の際に、中小企業事業分野として適切であると認められる業種を指定し、指定業種については大企業の進出を規制する旨明文文化すべきではないか、という議論が提起されたが、結局のところ、第一九条（事業活動の機会の適正な確保）の規定に修正が加えられ、「国は、中小企業者以外の者の事業活動による中小企業者の利益の不当な侵害を防止し、中小企業の事業活動の機会の適正な確保を図るため、紛争処理のための機構の整備等必要な施策を講ずるものとする。」（傍点部分が修正箇所）と規定することで落着いた。⁽⁵⁾ という経緯がある。修正後の同条の規定を受けて、中小企業団体の組織に関する法律の一部改正法（昭和三八年九月施行）により創設されたのが、特殊契約制度である。

特殊契約制度の仕組みは、およそ次のようなものである。即ち、商工組合は、全国及びその地区内において事業活動の相当部分が中小企業により行われている事業分野に対して大企業が大規模な事業の開始又は拡大を行うことにより、その組合の地区内においてその事業を営む中小企業の経営の安定に著しい悪影響を及ぼすおそれが生じている場合には、大企業の進出の規模の縮小、停止等を内容とする契約を大企業者との間に締結することができるものとし、紛争当事者間で合意が成立しないと

きは、主務大臣に対し、あつせん・調停を求めることができる、とするものである。（なお、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律においても、ほぼ同様の特殊契約制度が設けられた。）

しかし、この特殊契約制度は、創設以来現在に至るまで、適用された実例が一つもないようである。⁽⁶⁾

なお、小売業の分野においては、大規模な店舗による出店についてはいわゆる大規模小売店舗調整法が、大企業によるそれ以外の形態による進出については小売商業調整特別措置法が、それぞれ一定の紛争調整制度を定めている。

(3) プレッシャーグループ等

分野法制定運動の中核となつたのは、いうまでもなく、大企業の進出を受けた業種に属する中小企業団体であった。彼らは重大な危機意識をもち、横の連絡組織を形成して、大企業の進出を阻止すべく立ち上った。

昭和五〇年八月、全国クリーニング環境衛生同業組合連合会、全国豆腐油揚商工組合連合会、全日本青写真工業連合会、全国紙器工業組合連合会、全国理化医硝子工業組合、全日本眼鏡商工組合連合会、全日本豆萌工業組合連合会、日本貴金属宝飾品

製造卸組合連合会、社団法人日本軽印刷工業会の九団体により、

「中小企業事業分野確保法促進協議会」が結成され、分野法の制定運動を開始し、政府、与野党、地方議会等に陳情攻撃をかけた。(促進協には、後に日本書店組合連合会、全日本葬祭業協同組合連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会も加盟した。)

促進協が要求として掲げた分野法要綱は、次のようなものであった。⁽⁸⁾

① 規制すべき「大企業の進出」とは、同業種又は異業種の大企業の事業の拡張又は開始はもちろん、これらの子会社、関連会社、資本又は人的関係において支配力を及ぼしている中小企業による進出も含むものとする。

② 中小企業分野として指定すべき業種は、次の要件のいずれかを満たすものであること。

(a) 地域社会に密着し、経済的にみて中小規模の企業形態による事業経営が適切であるもの。

(b) 大企業の進出が、相当数の中小企業者の経営を不安定にするおそれのあるもの。

(c) 当該業種の出荷額に占める中小企業の割合が三分の二以上のもの。

(d) 当該業種の事業所数に占める中小企業の割合が五分

の四以上のもの。

③ 指定業種においては、品質の向上、価格の安定、技術の改善、技術者の育成等の振興措置が講ぜられること。

④ 中小企業分野確保審議会を設置し、業種指定の検討、大企業の中小企業分野への進出の規制、紛争の処理、監視等を行うこと。

⑤ 審議会の委員には、中小企業者の代表を加え、中小企業者の意見が十分反映されるようにすること。

⑥ 規制の実効性を確保するため、罰則規定を設け、違反行為に対する制裁措置を明記すること。

中小企業の全国組織である全国中小企業団体中央会は、当初は促進協と歩調をあわせて分野法制定運動を展開していたが、後に、業種指定については、内部の特別委員会における研究の結果、技術的に困難であることが明らかになったとして、これを諦め、命令・罰則により紛争調整措置を担保することを望むに留まり、ややその主張をトーン・ダウンさせた。⁽⁹⁾

では、労働組合の対応は、どのようなものであったか。⁽¹⁰⁾七六年度の総評運動方針では、分野法を推進する関係中小企業団体の闘いを支持することがうたわれ、全国一般労組の方針も、同じく分野法の成立を促進するとしていた。化学同盟や全国貴金

属労組においても、この問題は重要なものとして位置づけられていた。大企業の進出を受けた軽印刷部門を含む全印総連では、中小企業経営者とともに中小企業を守る共通の課題として、署名運動をはじめ積極的な行動がとられた。

しかし、分野法推進を掲げた労働組合においても、実際の取組みが殆どなされなくて終わったところが多かった。それは、次のような理由によるものと考えられる。①大企業の進出を受けた業種の労働者は、殆ど未組織であり、組織労働者の係わる問題に繋がらない。分野法が制定されたとしても、組織労働者の雇用不安の解消にどれ程影響をもち得るのか不明であった。②下請企業に任せていた生産部門を親企業が内製化する等の事態については、分野法の適用対象とされないであろうから、下請企業の労働者にとって、分野法は無縁のものであると考えられた。

こうして、分野法については、特定の未組織中小企業分野における必要性は理解されたものの、組織労働者が直接自らの課題として大衆的な行動を起こすまでには至らなかった。

一方、大企業の中小企業分野への進出が中小企業の存立を脅かしているとの批難の中にあつて経団連は、昭和五〇年一月一日、「事業分野調整に関する見解」を発表した。¹¹その内容は、

およそ次のようなものである。

大企業が中小企業の発展に寄与した面を無視して両者の関係を対立的にとらえることは適切でなく、大企業と中小企業がそれぞれ固有の特質を活かしつつ両者が一体となって国民経済の健全な発展を志向すべきであると考ええる。このような見地から、今後新規分野進出にあつたので大企業の企業行動のあり方につき、次のようなガイドラインを策定し、その実現に努力したい。

① 規模の利益、進んだ技術、革新的な経営等により進出先業種において製品・サービスの良質化、低廉化等をもたらし、消費者の利益を増進し、国民経済上メリットのある場合を除き、既存中小企業の存立を脅かすような進出は自粛する。

② 進出方法は、独禁法上適法であるなど、フェアなもので行なければならない。

③ 進出に際しては、事前に関係中小企業、地域経済団体、地元地方自治体、所管官庁等と十分な話し合いを行い、苟も不当に中小企業者の利益を損つたり、事業転換を余儀なくさせることのないよう十分配慮する。

今後予想される低成長のもとで、厳しい競争下における企業の創造的、意欲的な活動こそが国民福祉の向上をもたらす

源泉であり、特定分野を中小企業性分野として法律で指定し、大企業の進出をあらかじめ一律に禁止することは、自由主義経済の趣旨に反し、国民の利益を損うものといえよう。

経団連は、この「見解」を会員会社に連絡し、その徹底を図り、日本商工会議所と共同歩調をとり、法律による規制を食い止めようとした。¹²⁾ ここには、後に述べる政府——特に、通産省・中小企業庁——の動きとの連携がみられる。

また、消費者団体にあたつては、分野法の制定は、①競争原理を阻害し、中小企業の活力を失わせる、②分野を固定して、消費者の選択を迫従的なものにさせる、③価格を上方に張りつけることになる、として、これに慎重な態度をとる団体が多かった。¹³⁾

(4) 各政党の提出した法律案とその理論構想

このような状況の中で、社会党(七二国会)、公明党(七二国会)、民社党(七七国会)、共産党(七七国会)、そしてかなりおかれて自民党(七八国会)から、分野法案が、衆議院或いは参議院に提出された。その概要は、〈資料2〉のとおりである。

社会党は、中小企業基本法の未だ存在しない昭和三十三年一月(三〇国会)に、既に七二国会提出案とほぼ同様の内容を持

つ「中小企業の産業分野の確保に関する法律案」を衆議院に提出しており、その後も——昭和三十九年三月(四六国会)に提出の際、題名中「産業分野」が「事業分野」に改められたが——七二国会提出案を含め通算九回にわたり、繰り返し衆議院に提出している。民社党も昭和三十五年三月(三四国会)に、「中小企業の産業分野の確保に関する法律案」を提出したのを始めて、衆・参両院を通じて七回提出している。

各党案は、それぞれかなりの持ち味を出しているが、特に重要な相違点は、次の二点である。

その一は、自民党案には、中小企業分野としての業種指定がないが、他の四党の案は、これを有している、ということである。各党案の規定振りは少しずつ異なるが、社会党案によれば、「中小企業の事業分野として確保すべき業種は、製造業、建設業又はサービス業に属する業種のうち、当該業種に属する事業を営む者の総数のおおむね五分の四以上が中小企業者であり、かつ、当該業種に属する事業に係る過去一年間の生産実績又は取扱量のおおむね三分の二以上が中小企業者によつて占められているものであつて、経済的に中小規模の企業形態による事業経営にも適切であり、かつ、当該業種に属する事業に大企業者が進出することが中小企業者の事業活動を著しく圧迫すると認め

られるものについて、政令で指定する。」と規定されている。

その二は、規制の強さである。自民党案は、大企業者の事業活動により中小企業者の事業活動が圧迫されるときは、主務大臣は、大企業者に対し、圧迫を解消・緩和するための適切な措置をとることを勧告し、大企業者がこれに従わなかったときはその旨を公表することとしている。これに対し、社会党案は、大企業者による指定業種への進出を禁止し、これを罰則により担保するものとし、公明党案及び民社党案は、指定業種へ進出する大企業者に事業計画の事前届出義務を課し、主務大臣は、その事業計画が実施されると相当数の中小企業者の事業活動に相当程度の影響を及ぼすこととなると認めるときは、事業計画の変更命令を出すことができるものとし、また、共産党案は、大企業者の指定業種への進出は、大企業者のうち、資本金七〇億円以上のものについてはこれを禁止し、それ以外のものについては許可制とするものとしている。

これらの法案の立案依頼を受けた議院法制局として我々が最も意識したことは、憲法と大企業者の進出規制との関係であった。即ち、分野法はいわゆる積極的社會經濟政策立法に属するものであるので、合憲性の推定をうけて立法府の裁量権が尊重されることになろうが、さらに一步進めて、この立法の合憲性

を積極的に説明できないかということであった。これには、次の二つの考え方があった。

その一は、生存権に根差す中小企業者の「生業権」の擁護は、憲法における公共の福祉と考えられるから、限定的に、かつ、明確に指定される分野への大企業者への進出を規制しても、違憲の問題は起らない、とする考え方である。

その二は、企業間の営業の自由(実質的意味での営業の自由)の擁護は、憲法における公共の福祉と考えられるから、このために国家からの営業の自由(形式的意味での営業の自由)を制約することは可能である。限定的に、かつ、明確に指定された分野へ進出しようとする大企業者に対し、野党案にみられる程度のハンディキャップを負わすことは、憲法上問題はない、とする考え方である。

前者は、中小企業者の範囲及び指定業種の要件を他の野党案より厳しく限定し、かつ、大企業者の指定業種への進出を禁止している社会党案の説明として適切であり、後者は、その他の野党案の説明として適切であると思われる。

(5) 学者の見解等

先ず、分野法案に対する経済学者の見解のうち、いくつかの

料 主なものを挙げれば、次のとおりである。

資

a 分野法の制度は、自由経済体制を根幹から揺がしかねない危険をはらんでいる。競争により進歩がもたらされ、それが消費者の利益の増大に繋がるのである。我が国の中小企業者は、高度の経営能力、転換能力に恵まれており、中小企業者を保護するのは現実と矛盾するし、既存権益の保護となつて好ましくない。¹⁴⁾ (飯田経夫教授)

b 大企業体制による経済の硬直化を避け、中小企業を重視した市場経済体制を育成すべきであるとする観点から、分野調整問題に新たな照明を与えるべきである。¹⁵⁾ (清成忠男教授)

c 規模の経済性や生産効率の基準からみて大企業化が望ましい分野もあるであろうが、大企業がその資金力や市場支配力をもつて既存の中小企業分野の競争秩序を一举に破つて参入することは、その経済的社会的影響からして無条件には許されない。既存の中小企業分野を無条件に保護するのは正当でないし、不可能であるが、大企業の進出に対し少なくとも一定の調整期間が必要であり、具体的な調整を講ずる政策・制度が必要である。¹⁶⁾ (佐藤芳雄教授)

次に、分野法案に対する法律学者の見解のうち、いくつかの

主なものを挙げれば、次のとおりである。

a 各党の提出案は、いわゆる小売市場開設規制タイプの規制立法であり、直ちに違憲であるとはいえないであろう。しかし、中小企業分野と大企業分野とを分けてしまうことは、中小企業の体質改善を怠らせるおそれがあるので、分野調整の方法としては、勸告、あつせん、調停等を中心とした制度を考えるべきである。¹⁷⁾ (松下満雄教授)

b 大企業の資金力を濫用した中小企業分野への参入により、寡占化が促進される可能性がある場合又は大企業の進出により、中小企業の大規模な倒産等の社会的経済的な摩擦・混乱が起きる可能性がある場合に、一時的に大企業の進出をとめ、中小企業の体質の強化又は円滑な転廃業を行う期間を置くというのであれば、独占禁止政策からみても、正当化することができよう。¹⁸⁾ (根岸 哲教授)

c 分野調整は競争秩序を維持するための措置として根拠づけられるから、中小企業分野における公正な競争秩序をいかなる形で維持するかという観点から行われるべきである。具体的には、①技術革新を伴わず資本力のみを背景として大企業が進出してくる場合は、進出を一時停止させ、又は生産数量を制限する。②良質の手工業製品に類似するが品質の劣

る製品の大量生産を可能にさせる技術革新を伴って大企業が
進出してくる場合は、進出を一時停止させ、数量を制限し、
良質の手工業製品との差異を明白に表示させる行政措置をと
る。③手工業製品と全く同質の製品を大量生産する技術革新
を伴って大企業が進出してくる場合には、急激な進出による
市場支配体制の形成を阻止するため、進出を一時停止させ、
中小企業側の生産体制の転換を促進させる行政措置をとる。⁽¹⁹⁾

(正田 彬教授)

また、主要新聞の社説等は、ほぼ一様に、法律による分野調
整は、一時の緊急措置としては社会的緊張を緩和する手段とし
て意味があるが、長期にわたり新規参入を阻止し既存の中小
企業分野を無条件に温存することは、消費者にとつても、また、
中小企業者の体質改善という点からも、好ましくないとして、
分野法の制定に対する反対論を展開した。⁽²⁰⁾

このように、厳しいマスコミの論調の中にあつて、前述の如
く分野法の制定そのものには理解を示した学説はあつたもの
の、中小企業分野を指定すべきだとする促進協や野党の主張を
積極的支持する学説は見当らないようであつた。

(6) 政府の対応

このような状況の中で、通産省・中小企業庁は、分野法を制
定して一定の事業分野について大企業の進出を抑制するような
ことは、自由競争によるメリットの喪失と非効率企業の温存に
繋がるおそれもあり、技術の進歩、物価対策の観点からも、自
由主義経済の理念からみても、問題がある、との見地に立つて、
従来からの行政指導による分野調整対策を一層強化すること
で、対応しようとした。⁽²¹⁾ 即ち、①中小企業調整官を通産省及び
各通産局に配置し、紛争処理機能の強化を図る、②主要商工会
議所に分野調整指導調査員を置き、情報収集体制を整備する、
③中小企業調整審議会を積極的に活用する、④中小企業存立分
野調査及び分野調整事例調査を行う、等の分野調整対策の強化
により、事態の乗り切りを図ろうとした。⁽²²⁾

これに対し、公正取引委員会は、大企業も中小企業も共存共
栄し、消費者のために安くて優秀な物やサービスを提供するこ
とが好ましく、行き過ぎた規制は中小企業分野における刺激、
技術革新等の意欲がなくなるおそれがあるので、大企業、中小
企業、消費者の三者の調和を考慮した立法政策の問題として検
討する必要がある、⁽²³⁾として、公正な競争を重視しつつも、分野
法の制定については、中立的ともみえるスタンスを示した。

第七七国会の最終日である昭和五一年五月二四日に、衆議院商工委員会は、自民、社会、公明、民社、共産の五党共同提案により、「政府は可及的速やかに中小企業の事業分野の確保に関する法的措置を確立すべきである」とする「中小企業の事業分野の確保に関する件」を全会一致で議決した。

政府は、中小企業政策審議会に意見を聴き、その意見具申²⁴中小企業と大企業の事業分野の調整の在り方について（昭和五一年一月一四日）を得て、その線に沿って、「中小企業の事業活動の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案」を作成し、第八〇国会に提出した（昭和五二年四月一日）。これは、政府としては、議員立法で規制のきびしい分野法を制定されるよりは、ゆるやかな内容のものを自ら提案した方がマイナスが少ない、と判断したからであると思われる。

同法案の内容は、（資料3）に掲げるとおりである。即ち、①中小企業分野の指定はしない、②一定の要件を備える中小企業団体の調査の申出を受けて、主務大臣は、大企業者の進出に關し調査を行う、③一定の要件を備える中小企業団体の調整の申出を受けて、主務大臣は、中小企業の事業活動の機会を適正に確保するため必要があると認めるときは、学識経験者により構成される中小企業調整審議会の意見を聴いて、大企業者の事業

活動を調整する勧告を行うことができる、④大企業者がこの勧告に従わなかったときは、主務大臣はその旨を公表することができる、とするものである。

(7) 国会における審議

野党各党は、業種指定や罰則規定を見送った政府案に対して修正を迫った。この政府案については、国会提出前から自民党内部においても強化を望む強い意見があり、自民党政調審議会において、政府の中小企業政策審議会の答申を尊重した体裁をとる必要上、政府原案のまま国会に提出するが、議員修正により勧告違反に対する命令・罰則規定を盛り込むことにする旨の方針が決定されていた。²⁵

そして、与野党協議の結果、四月二八日に、衆議院商工委員会において、政府案は、勧告違反に対する命令・罰則規定を付加する修正が加えられた上で、全会一致で可決された。

なお、小売業については、分野法の対象から除かれているが、これは、大規模店舗と中小企業との紛争はいわゆる大規模小売店舗調整法の対象とされ、また大規模店舗以外の形態による大企業者の小売業への進出による中小企業者との紛争は小売商業調整特別措置法の対象とされていることによるものである。し

かし、大規模小売店舗調整法による紛争調整措置は、最終的には命令・罰則により担保されているものの、小売商業調整特別措置法による紛争調整の手段としては、都道府県知事又は主務大臣によるあつせん・調停・勧告のみが用意されているに過ぎないため、同法についても、分野法と同様の勧告・命令・罰則による調整制度を設けることが、与野党より強く要望された。

そして、五月一七日に、小売商業調整特別措置法の一部改正法案が衆議院商工委員長より提出される運びとなり、分野法とともに、五月二七日に成立し、九月二四日から施行された。

自民党内において当初分野指定・大企業の進出の事前届出・主務大臣による変更勧告・変更命令・命令違反に対する罰則等を含む分野法案が準備されつつあったにもかかわらず途中でこれが消えてしまったのも、そのため分野法の議員立法について与野党間の合意が煮つまらなかつたのも、また、自民党の分野法最終案がなかなかまとまらなかつたのも、政府——特に、通産省・中小企業庁——の自民党に対する強い働きかけがあつたため、党内調整がつかなくなつたからであるとみられる。⁽²⁶⁾

しかし、最終段階において、与野党一致で政府案に対する規制強化の修正がなされたのは、与野党伯仲の国会情勢とその年七月に参議院選挙を控えていたという事情によるものと考えら

れる。⁽²⁷⁾

二 分野法の改正に関する立法過程

(1) 分野法の施行後の状況

通産省・中小企業庁の調べによれば、分野法の成立後から昭和五五年までの間において、分野紛争は、毎年一九件から三三三件程起つており、そのうち、分野法による調査の申出があつたものが五件、調整の申出があつたものが二件であつた。調査の申出があつたものも、調査の手續に乗つたということだけで、大企業側が折れてきて、協定書を交換して解決しており、調整の申出があつたものについても、和解が成立し、申出を取り下げている。分野法による申出がなかつたものも、自主的交渉又は行政指導により、解決をみている、とのことである。

このように、分野法成立後も、法律の適用により勧告・命令が出された例は一件もなく、法律をバックにおいた行政指導——法律の威嚇による行政——による紛争調整がなされていた。政府の立場からいえば、分野法に分野指定が規定されなかつたことにより、分野紛争は行政指導で調整しようとする政府の初めからの意図が貫徹されたといつてよいであろう。国会修正

により命令・罰則規定が追加されたことも、何ら政府の意図を阻害するものではなく、むしろ行政指導の裏付けが強化されたことにより、行政指導の効果を倍加させる働きを担ったともいえる。

しかし、中小企業側からみれば、紛争解決の内容は、大企業と中小企業との妥協の産物であるため、結局のところ大企業の参入を阻止できず、進出側に有利な結果に終わるケースが多く、特に、地域性の強い業種については、地域の実情に十分配慮した対処が必要とされるにもかかわらず、分野法上は都道府県知事には何ら権限が与えられていないため、都道府県レベルでの積極的・迅速な対応が期待できない、という不満があった。(資料4参照)

また、分野法の規制対象となる大企業者の「ダミー」の定義は、大企業者が単独で実質的に支配関係を有する子会社・孫会社のみを規定しているが、不動産仲介業等においては複数大企業者が共同で実質的に支配関係を有する「ダミー」による進出もみられるに至り、このような進出については分野法による調整の申出が受理されないというケースも出て来た。(同じく「資料4」参照)

(2) 分野法改正のプレッシャー

中小企業事業分野確保法促進協議会は、分野法成立後の昭和五二年八月五日に、これを発展的に解消し、「中小企業事業分野確保協議会」(一八全国組織団体が加盟)²⁸⁾を創立した。

分野協は、昭和五四年三月一六日に、①分野紛争の調整権限を知事に委任すること、②大企業者の定義(「ダミー」を含む)について見直しを行うこと、を内容とする分野法改正の運動に取り組むことを決定し、五月二三日に分野法改正を求める中小企業代表者集会を開催した。そして、この代表者集会を契機として、分野法制定運動の経験を背景に、政府、各政党、地方議会等への陳情等、広範な運動を展開した。²⁹⁾

分野協の陳情を受けた東京都議会、大阪府議会、兵庫県議会等においても、政府に対し分野法の調整権限を知事に委任するよう要望する意見書が採択されるに至った。³⁰⁾

(3) 国会における審議

政府は、中小企業団体や地方議会の分野法改正の要望に対して、現状において法改正は不必要であるとして、消極的態度に終始した。³¹⁾

社会党は、昭和五六年四月二四日(九四国会)、衆議院商工委

員会理事會に、分野法改正法案を試案の形で提示した。その内容のうち、主なものは、次のとおりである。

① 大企業者の進出の影響が進出店舗等の周辺地域に通常限られると認められる業種を政令で指定し、指定業種については、原則として知事に調査・調整の権限を与える。

② 指定業種以外の業種については、都道府県の区域の全部又は一部をその地区とする中小企業団体は、調査及び調整の申出を知事を経由して行うものとし、原則として主務大臣が調査・調整を行うものとする。

③ 複数の大企業者が共同で実質的に支配している会社を大企業者とみなす。

この社会党試案について、野党各党は賛成であったが、自民党は、①については各省及び党内各部会と調整せねばならないので困難であることを理由に反対し、その他については受け入れた。³²⁾

自民党は、その国会において、議員立法による揮発油販売業法の改正を是非実現させたいと考えており、³³⁾ 分野法改正法案は、揮発油販売業法改正法案と抱き合わせの形で、六月二日に、³⁴⁾ いずれも衆議院商工委員長より提出され、六月五日に成立した。

分野法改正法は、社会党試案が一部修正されたもので、その内容は〈資料5〉に掲げるとおりである。即ち、①都道府県の区域を超えない区域をその地区とする中小企業団体から主務大臣に対して行う調査・調整の申出は、知事を経由して行うこととし、知事は、調整申出案件に関し主務大臣に意見を申し出ることができるとする、②複数大企業者が共同で支配するダミーを分野法の規制対象とする、等であり、同法は、九月一日に施行された。

(4) 分野法改正の効果

通産省・中小企業庁の調査によれば、分野法改正法施行後から昭和六三年までの間において、分野紛争は、改正前と同様に、毎年一六件から三三件程起っている。しかし、分野法の改正により、都道府県知事が調整等の申出の經由機関となったことにより、法律上の権限を背景として、知事による行政指導が行い易くなり、また、知事としても、なるべく問題を主務大臣まであげず自らの段階で処理したいと考え、調整等の申出をいわば預かる形で紛争調整をしており、このため知事のもとで紛争の解決するケースが多くなっていることは、中小企業庁も分野協も認めるところである。分野法改正後から昭和六三年までの間

に分野法による調整等の申出が一件も記録されていないのは、このような事情によるものと思われる。

したがって、中小企業者の立場からみても、分野紛争について知事による地域の実情にあった迅速な解決が期待できるようになり、その意味では、分野法の改正は、或程度の効果があった、といつてもよいであろう。

最近における世界的な経済環境の変化への対応として、大企業は不採算部門の縮小・撤退を図るとともに成長性ある新規事業分野の開拓に乗り出しており、経営の多角化は収益性確保のための常套手段となった感がある³⁵。

しかし、政府規制の緩和が叫ばれている現在、中小企業者としても、分野法の強化を主張することは不可能であろう。分野法を如何に護るかがこれからの問題だ、と分野協はいう。

三 立法過程論の意義と実用性

経済法領域における立法過程論のもつ意義は、経済的・社会的基盤における問題状況と法律成立との間を結びくつかの輻輳した因果関係の連鎖を、客観的に分析することにあるといえよう。即ち、経済的・社会的基盤に立脚する、共同し或るいは

対立するいくつかの価値観から発する要求が、それぞれ如何に政策化・法理論化され、それぞれ如何なる力学的葛藤を経て、勝利し或いは妥協し或いは敗退することにより、現に存する規定として実現されるに至ったか、或いは日の目を見ずに葬り去られたかを、客観的に分析すること自体に意義があり、さらにそこに何らかの法則性を発見し得ればより意義が高まると考えられる。

ここで私は、立法過程論の範疇に、もう一つの研究分野を加えたいと思う。それは、成立した法律が存在することによつて、如何なる経済的・社会的事実が生じたか、ということを客観的に追究することである。これは、立法過程論の意味を限定的に解すれば、いわば法律成立後のアフタケアのものに過ぎないとみなされるかも知れない。しかし、立法過程におけるそれぞれの立法要求行動又はそれに対立する行動が、それぞれの価値観からみてもどの程度実を結んだか、或いは結ばなかったかを客観的に評価するには、法律の成立により如何なる実態が生じたかを知らなければならぬ。いうまでもなく、法律の条文として規定されたことと、現実にかかること又は現実に行政庁が行うこととは、違ふからである。また、このような研究は、その法律について改正が行われる場合には、その改正に関する立

法過程研究の基礎作業としての意味をもつことになる。

では、立法過程の研究は、実用性を有するであろうか。希望の観測を交えて敢えて言及すれば、次の三つが考えられよう。

その一は、類似するいくつかの立法過程に関する研究成果が集積された場合、将来行われる立法のうち、それらと類似する立法過程をとるものについて、その立法過程を或る程度予測できるのではないか、ということである。

その二は、——難しいことではあるが——種々の領域における立法過程研究の成果の集積を前提として、立法過程のどこを押せばどのような効果が得られるかを或る程度の確実性をもつて予測する等により、立法過程に関与する者が立法過程を或る程度コントロールできないか、ということである。

その三は、——さらに困難なことであるが——立法過程研究の成果を、国会・内閣を通じた立法に関する機構・制度及びその運用の改革に繋げることができないか、ということである。いずれにせよ、これらのことは、立法過程研究の成果の積み重ねを待つて初めていえることであるので、この分野の研究の発展を期待したい。

(1) 佐藤芳雄『ワークブック中小企業論』(有斐閣、一九八一年)一〇四—一〇五頁参照。

(2) 牟礼早苗「事業転換と分野確保」竹林庄太郎『現代中小企業論』(ミネルヴァ書房、一九七七年)一五二—一五五頁参照。

(3) 水野武「中小企業の分野調整問題」企業法研究二五六輯二—三頁参照。

(4) 第四三国会衆議院商工委員会議録第三二二—三四頁、同三四号八—九頁、同三五号(その一)二四—二六頁参照。

(5) 第四三国会衆議院商工委員会議録第三六号一八頁、同三八号二—三頁参照。

(6) 中小企業庁指導部取引流通課『詳解分野調整法(改訂版)』(ぎょうせい、一九八四年)一八頁参照。

(7) 渋谷修「分野確保法の制定運動と中小企業者の主張」ジュリスト六二二三号四九—五五頁参照。

(8) 中小企業事業分野確保法促進協議会『分野問題シンポジウム附属資料』(一九七六年)一八頁参照。

(9) 第八〇国会参議院商工委員会議録第九号四頁参照。
 (10) 金田豊「労働組合と独占規制と分野調整法」労働法律

旬報九三三号一二一六頁参照。

(11) 経団連月報二三卷一二号二五頁参照。

(12) 解説「大企業の中小企業分野進出に行動基準」金融財政事情二二五五号一七頁参照。

(13) 第八〇国会衆議院商工委員会議録第一八号三頁、「思惑が先行した分野調整法」エコノミスト二一八四号八頁、大林弘道「今日の中小企業問題と競争秩序——分野法制定をめぐって——」経済法二二二号三五頁参照。

(14) 第八〇国会衆議院商工委員会議録第一八号一一二頁、飯田経夫「弱者救済と競争促進政策——中小企業分野調整の自己矛盾をつく」週刊東洋経済（一九七六・八・二一）四八—五三頁参照。

(15) 清成忠男「分野調整法は何をもたらすか」エコノミスト二二〇号一一六一—二〇頁参照。

(16) 佐藤芳雄「寡占体制と中小企業」（有斐閣、一九七六年）一九九—二〇一頁参照。

(17) 松下満雄「中小企業分野調整法の法律問題」ジュリスト六二三号四〇—四八頁参照。

(18) 根岸 哲ほか「座談会、中小企業分野調整の問題点」ジュリスト六二三号三二—三五頁参照。

(19) 正田 彬「現代における中小企業と法(2)」法律時報四九卷三号一〇八一—一二頁参照。

(20) たとえば、毎日新聞一九七五年一月一七日报社説、日本経済新聞一九七五年五月二十二日报社説、朝日新聞一九七六年一月一〇日报社説、名和太郎（「月曜寸評」）消費者の利益損う恐れ大——中小企業分野確保法案——朝日新聞一九七五年六月九日。

(21) 「活発化する分野調整法の立法化問題」財經詳報一一三二号一六一—一七頁、藤咲浩二「中小企業と大企業の分野調整問題」商事法務七二二号六八一—七一頁参照。

(22) 中小企業庁「中小企業事業分野調整対策の強化について（昭和五一年度）」、同「中小企業事業分野調整対策について（昭和五二年度）」参照。

(23) 第八〇国会衆議院商工委員会議録第一七号三六頁、第八〇国会参議院商工委員会議録第八号五—六頁参照。

(24) 朝日新聞一九七六年七月二日参照。

(25) 大林弘道「分野法と競争促進政策（下）」商経論叢一三三卷四号二—二三頁参照。

(26) 大林・前掲（註二五）二—四頁、一〇—一二頁参照。

(27) 朝日新聞一九七七年四月二九日参照。

- (28) 分野協会は、促進協加盟団体のうち日本貴金属宝飾品製造卸組合連合会及び全国タイヤ商工協同組合連合会以外のものと、新たに加わった社団法人日本喫煙具協会、全国割賦幹旋事業協会、社団法人全国宅地建物取引業協会連合会、首都圏ビルサービス協同組合、全国こんにやく協同組合連合会、日本アンブル工業組合、日本キャンパスメーカー組合及び全国納豆協同組合連合会とよつて構成された。中小企業事業分野確保協議会「分野法と商調法の改正を」(一九八〇・八・二三)参照。
- (29) 分野協ニュース三五号、同三六号参照。
- (30) 分野協ニュース四一号、同四二号、同四四号参照。
- (31) 第九一国会衆議院予算委員会議録第一三三二六―二七頁、第九三国会衆議院商工委員会議録第五一〇頁、一五一―一六頁参照。
- (32) 清水 勇「事業分野調整法の改正について」商事法務九一三号七―一〇頁参照。
- (33) 松本 進「揮発油販売業法の一部を改正する法律」法令解説資料総覧二四号一八六―一九〇頁参照。
- (34) 臼井貞夫「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部を改正す

る法律」法令解説資料総覧二四号一九一―一九三頁参照。

(35) 経済企画庁「平成元年度、年次経済報告」一九九―一二三頁参照。

〈質疑応答〉

Q この法案は、最初議員から出されていて、後に政府提案になり、それから議員によつて修正されましたが、このような例は他にありますか。

A 野党が先鞭をつけて、野党法案のままではなかなか通す訳にはいかないからということ、その後政府提案になつたという例は、厚生関係、労働関係の法律では、例えば最低賃金法、国民年金法、家内労働法、港湾労働法など、非常に多くあります。また、環境関係では、公害対策基本法もそうです。それから経済法でいいますと、中小企業関係の法律として、中小企業基本法、小売商業調整特別措置法、それからこの分野法もそうですし、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の前身である百貨店法もあります。特に経済法は、亡くなった春日一幸議員が、自分も中小企業を経営しておられたというような

ことがあり、また、中小企業が民社党の基盤であるといった事情から、民社党が熱心でした。

Q 業者間の調整のような作業がどうしても入ってくるから議員立法をそのまま受けてという訳にいかなくて、責任ある政府官庁のほうで最終的には仕上げるということになりますか。

A この問題は報告の中でも申しましたけれど、政府は法律を作りたくなかったのです。そもそも行政指導だけでやりたかったのですね。しかし議員の方から言う選挙もありますし、地元で問題の起きている場合の議員というのは一番プレッシャーがかかる訳です。それで、政府としては、議員立法で強力な規制措置をもつ法律を作られるより、政府提案による方がまだましだと考えたものと思われまします。そこで、審議会に諮問して、審議会でもあまり強い規制をしないというような答申を出してもらった訳です。

Q なるべく骨抜きにするというために政府提案になつたわけですか。

A そうです。政府は、自民党にかなりプレッシャーを

掛けています。これはあまり詳しくは報告しなかったのですが、最初の自民党案には、分野指定、大企業の進出の事前届出、事業開始の時期・事業設備の規模の変更勧告、勧告違反に対する命令、命令違反に対する罰則、大規模消費生協に対する規制等が含まれていました。これは「塩崎案」と呼ばれたものですが、それが途中で、おそらく政府の働きかけだと思ふのですが、潰された訳です。自民党の最終案は「武藤案」と呼ばれているものですが、(資料2)に掲げてありますように規制の弱いものになり、分野指定、命令、罰則なしの公表だけの法案になりました。政府案は、武藤案とほぼ同じベースで作られている、ということですが。

Q 政府の反対を押し切って、政党ベースでこういった分野について立法を行うということは、しばしばありますか。

A 表に出てはいませんが、途中の段階までいったものは相当あります。しかし、最後までいったのはあまりないと思います。この法案が、修正という形で最後までいった例です。これで満足しないでその後分野法と大規模店舗

法を合体したような強力なものを作ろうというので、いろいろ自民党から依頼がありました。地元でそういう問題が起っているところの議員が熱心で、それで途中までいったのですが、ついに提出には至りませんでした。

Q 中小企業分野調整法の場合は、典型例ですね。

A そうですね、典型例です。これは先程申しましたように、その時に参議院選挙をひかえていたということと、与野党伯仲の国会だったということ、両方がからんでいたと思います。

自民党の商工部会・政策審議会での通産省・中小企業庁と自民党議員との対立、これは相当なものでした。通産省・中小企業庁は出来るだけ行政指導をやりたいと、それで、最初出したように行政指導をやりやすくする法律、行政指導の根拠になる法律、そういうものをやりたがるのです。ところが、自民党の個々の議員は、相当地元からの突き上げもあるのではないかと思うのですけれど、やはり相当きびしい規制というのですか、社会党あるいは共産党の案と同じ様なものであるということで随分摩擦が大きかったといえます。

Q この法律は、結果的に中小企業者にとって有利になつてくるんでしょうか。

A この間、分野協の人と話をしたのですけれど、分野法はないよりはあつたほうがいいと、特に知事を窓口とする改正が入つた後は、行政指導もよくなつていくといつておりました。それは法律通り動いている訳ではありませんけれども、ただ窓口になつたというだけで、そのおかげで知事というか県レベルで、かなり適切に対応してくれるようになった。今の段階としては、やはりあつたほうがいい。だから規制緩和によつてこれがなくなつてしまうと困るのだと。これからは、促進運動より擁護運動だと、こういうことを言っていました。

Q そうすると非常に大ざっぱな言い方で民意というのですか、民意というのも何か分かりませんが、さしあたり中小企業者を保護するというようなことで民意が法律に反映しているといえますか。

A 民意というのは抽象的に言うとかよくわからないと思います。消費者団体というものもありますし、分野協などの中小企業団体もありますし、だから民意と一般化して抽

象的に言うとは反映しているのかどうかという話は難しい話になる訳ですが、少なくとも、中小企業団体の意見はある程度満足されている。独禁法の改正の時は消費者団体が非常にプレッシャーになったのですが、分野法問題の時は消費者団体はむしろどちらかという反対の方に立っていたと思われまますので、民意の判断というのは難しいといえま

す。

Q この法案は、政党の案から政府提案になりましたが、議院法制局と内閣法制局、関係官庁との接触というのは相

当ありましたか。

A 議院法制局では、立案をする時に、実際の運用がからみますので各省から来てもらうということがあります。これで運用出来るかという話をするためにです。その時におそらく各省の方は一応、内閣法制局と相談して来ていると思います。ただ必ずしも、議院法制局としてはそれに従うというわけではありませんで、自らの判断でやります。

Q 両者間で相当対立することがありますか。

A ありますね。長時間にわたって各省とデイスカッ

ションをすることもあります。ただ議院法制局は実際の現場をあまり知りませんから、例えば、こういう修正案を作る場合でも、こういう修正をするけれども実際動くかどうかというような点については、各省の話を十分に聴きます。

Q 非常に興味深く、有益なご報告で感謝しております。私どものかんりの程度の関心と致しまして、立法過程における、何らかの具体的な類型例をたてることが出来れば、それぞれ立法過程というのは無数にございますから、ある程度の類型化をすることによって科学としても実際的にも参考になるということにだんだん気が付いて参りました。最初は政府主導で適当にいろいろ参加してくる、介入してくるといふ考えでしたけれど、どうもそうではないらしいと。中小企業関係の立法過程というのは、やはり、ある歴史性を持つているんじゃないかという感じを持つに至りました。立法過程論の先駆とも言える小林直樹教授の「立法学研究」の中でも、中小企業団体の立法過程を随分実地に足を運んで研究しておられるようですけれど、中小企業のプレッシャーグループ、鮎川義介のプレッシャーグループが指導力を発揮して、これは大企業とも衝突して、経団

連とも争いになって、そしてそれが、政党、政府に影響を与えてそれから立法過程において非常に複雑な、単純に、政府案が通っていくという類型ではない類型を示して下さいます。参考になった訳でございます。今日、お聴きしております、そういう中小企業団体組織法なり、あるいは関連した多くの法律がございますけれども、それとの関連において、ご説明いただきました分野法というものが、やはり、同じ様な基本的性格をもつものであるのか、あるいは特徴をもつものであるのかどうかと、その関連についてお教え頂ければ幸いです。

A 報告でも申しましたように、経団連と政府——特に通産省——との連携プレーが見られる中で、分野法の成立について促進協、後の分野協がかなり中心的な役割を果たしていたと思います。促進協が中核となつて、各政党に足を運んだり、それから何回も各政党の中心になる議員を呼んで、代表者集会などを開いているというような状況を見ると、中小企業は、自分の死活の問題だという危機意識があつたのではないかと思われまふ。もう一つは、促進協の事務局長が非常に活動的な人で、積極的に各党を回つて活躍したことも、挙げてよいのではないかと思います。このよう

に、一番ショックを受けている中小企業の人達と、それを組織して引つ張つていくリーダー、それと地元の議員、これらの人が分野法の成立に関して一番力になったのではないでしようか。このような分野法制定促進勢力とこれに対抗する経団連、政府、自民党の一部の議員との対立の構図の中で、分野法の立法過程が進んで行つた、ということになります。

Q これは、保守党も野党も、選挙の取り合いのような領域でございますので、関心を持たざるを得ないかと思ひますが、やはり、議員立法に親しみやすいと同時に最後は政府が扱わざるを得ないというような領域でございますか。つまり、どうしても日本経済をリードしていくのは大企業ですので、保守党としては、政府としては大企業との関連を考えざるを得ないわけですし、日本経済の根幹に触れる問題だと思ひますので。

A 政府提案でなければならぬとまではいえないと思ひますが、政府はその内容について強い関心を持たざるを得ないと考えられます。大企業体制というのは、やはりガシツとしますから、分野法推進サイドからいえば、その

体制の中でどこまでそれをつきくずせるかということであり、反対に大企業サイドからいえば、社会状況を考慮して、どこまで譲歩できるかということであると思えます。

Q 自民党政府の立場からですね。

A ええ、そうです。

Q そうしますと、中小企業関係の法律とこれとまた違った、大蔵省の主導の経済政策を進めていく立法とは、類型が違うという印象をもっておりますが、いかがでしょうか。

A お答えになるのかわかりませんが、日本の経済政策全体の問題といったような問題が、議員立法でやられるということはまずないのではないかと思いますし、経済政策の根幹に及ぶような問題というのは、まず議員立法としては手がけたことはいません。それから中小企業の法律は一般的に言いついて、通産関係の中では非常に細かい法律で、法律の数も多くあります。大企業に関する法律で、通産省の関係の法律というのは、微々たるもので、行政指導というのが一番幅をきかせている場面でないか、

という感じがいたします。

付記 本稿は、一九八九年八月二一日～二三日に開催された北大立法過程研究会において報告されたものである。

なお、Aの部分には、報告者のほか、上田 章前衆議院法制局長及び坂本一洋衆議院法制局第一部長の発言が含まれている。

<資料1>

大企業の進出状況

[中小企業分野確保法促進協議会] '76.7

時期	業種	問題が生じた地域	進出大企業の内容	進出の内容	結果	業界の概要
49.10 50.9	豆腐	徳島市 (全国)	四国化工機(株) ヤクルトの子会社	日産4千丁を生産	農林省の行政指導により当事者間で話し合いを行った結果ヤクルトは撤退を表明(9月10日)	企業数 約35,000(全国) 総従業員数 105,000人 平均 3人 日産 約1千万丁
49.11	豆腐	東京 (全国)	森永乳業	東京葛飾区の自社工場の日産15千丁を生産	農林省の行政指導により当事者間で話し合い中	
49.11 50.6	もやし	足利市	ユニースト(株) (資本金 2億円) ユニチカ100%出資	既存工場内に5トン/日のもやし設備を設置 現在1.5トン/日を生産	東京・栃木・群馬を中心に反対運動、農林省等 ① 設備を増やさない ② 組合加入等の条件の内容で指導	企業数 1,282(全国) 総従業員数 6,500人 平均 5人 年間生産量 28万トン(48年度)
50.3 50.12	理化医ガラス	船橋市	岩城ガラス(株) (資本金 208億円) 旭ガラス 49.8%出資	昭和44年より理化医ガラスを輸入生産していたが今回自動成形機を導入	加工業者が反対、通産省は50年12月26日ブロー成型法によるものは今後2年間は49年度の出荷実績程度とすること等で行政指導	企業数 40社 (うち中小企業39社) 年間生産額 5,489百万円 (うち中小企業4,789百万円87%)
49.8	段ボール紙器	新潟県	本州ニューパック(株) (資本金 9千万円) 本州製紙 75%出資	白根市に工場新設(予定)段ボールシート及びケースの生産	49年11月新潟県調停案を呈示(1.当面は段ボール箱は生産しない 2.土地の取得は50年10月以降とするなど)本州側は受諾地元中小企業団体は回答留保	企業数 5,175社 (うち中小企業 5,155社) 総従業員数 150,000人 平均 30人 段ボール生産額 5,168億円 (49年度) (うち中小企業 3,049億円 59%)
48.10	軽印刷 (青写真)	東京 (全国)	(株)ニュープリント (資本金 5千万円) 大日本印刷 100%出資	プリント・ショップのチェーン方式による全国的展開	通産省は、 ① 直営店は2店舗に限ること ② 他はフランチャイズチェーン方式とし、既存中小企業との共存共栄を図ること等の条件で行政指導	企業数 1,815社 (株)日軽印加盟数(49年) 総従業員数 29,000人 平均 16人 年間取扱高 130,766百万円 (49年) 推定企業数 3,000社
47.5	クリーニング	神奈川県 東京	(株)エーデルワイズ (資本金 1億円) 日商岩井 50%出資	集中処理工場を厚木市に建設	直営店を出さないこと、チェーン店は東京のクリーニング環境衛生同業組合加盟店に限ることを条件に行政指導	全国のクリーニング店 58,000店(うち50人未満 55,000) 総従業員数 240,000人 平均 4人 取次店 32,000店

中小企業分野法の成立・改正に関する立法過程について

時期	業 種	問題が生じた地域	進出大企業の内容	進 出 の 内 容	結 果	業 界 の 概 要
40. }	眼 鏡 (レンズ・フレーム・卸・小売)	全 国	日本光学、保谷碍子、服部時計店、東京光学等	レンズ業界の市場占有率70%以上 フレーム分野にも進出		事業所数 23,000軒 (全国) 総従業員数 69,000人 平 均 3人
50. 8 }	書 店	東 京 (全 国)	京王電鉄の小会社 京王エステート その他 東武 西武 国鉄・鹿島 建設 アメリカヤ靴店等	府中駅前へ書店の進出	売場面積173坪を123坪に縮小にて妥結	事業所数 16,000軒 (全国) 総従業員数 64,000人 平 均 4人
42. }	貴 金 属	東 京 (全 国)	「エドヤジェム」 呉服メーカー (資本金 4,000万円)	49年度売上げ 70億円 呉服部門 45% 宝石部門 55%	通産省に行政指導を要請	事業所数 20,000軒 (全国) 総従業員数 100,000人 平 均 5人
48. }	葬 祭	東 京 (全 国)	松屋デパート (株三越)	葬祭部門コーナーの開設		35 単 組 1,150社
49. 5 } 50. 5	か ま ぼ こ	全 国	大洋漁業 日本水産	最近になり生産量を増加	中小企業者の反対運動、水産庁は ① 設備を増やさない ② 準組合員となる等の内容で行政指導	企 業 数 3,008 (全国) 年間生産量 102.1万トン
51. 5 }	和・洋生菓子	全 国	山崎製パン(株)	店舗チェーン化、大量生産、大量販売による廉売	農林省の行政指導により近く第1回の話し合いをする予定	(菓子(パンを含む)製造業) 企 業 数 80,312社 年間生産額 440,600百万円

〈資料2〉

各党の分野調整法案

党名	自民党 (51.11.2衆議院提案 51.11.4廃案)	社会党 (49.4.25衆議院提案 51.11.4廃案)	公明党 (49.5.8参院提案→ 50.7.4廃案 50.11.13 // → 50.12.25 // 51.2.16 // 51.11.4 //)	民社党 (51.3.25参議院提案 51.11.4廃案)	共産党 (51.2.28衆議院提案 51.11.4廃案)
法律名	中小企業者の事業分野における事業活動の調整に関する法律(案)	中小企業者の事業分野の確保に関する法律(案)	中小企業者の事業分野に参入する大企業者の事業活動の調整に関する法律(案)	中小企業者の産業分野の確保に関する法律(案)	中小企業者の事業分野を確保するため大企業者の事業活動の規制に関する法律(案)
業種指定	なし	製造業、建設業、サービス業のうちから政令で指定	政令で指定	製造業、建設業、商業、サービス業のうちから政令で指定	主務大臣が指定
事業開始等の届出	主務大臣による調査(中小企業者の団体の申出による調査を含む。)	指定業種に属する事業を営んでいる者及び指定後新たに営もうとする者は主務大臣に届出ること(事業廃止の場合も同様)	大企業者(ダミーを含む)及び大企業者以外の者が大企業者となって指定業種に属する事業を開始するときは6カ月前までに主務大臣に届出る	指定業種に属する事業を拡張若しくは新たに営もうとする大企業者は、主務大臣に届出	指定業種に属する事業を営もうとする大企業者(特定大企業を除く)は、主務大臣の許可をうること
大企業の進出制限	大企業者(ダミーを含む)は、その事業活動によって不当に中小企業者の事業活動に影響を与えないよう配慮する(訓示規定)	大企業者(ダミーを含む)は、業種の指定後、新たに事業の開始、事業の拡張をしてはならない。	大企業は不当に中小企業者の事業活動に影響を与えないよう配慮しなければならない。		1. 特定大企業(資本金30億円以上)については指定業種への進出禁止 2. 1以外の大企業については許可制
進出計画の公表と聴聞	なし	なし	主務大臣は大企業の進出計画を公表し、異議のある商工組合等は主務大臣に意見書の提出を行う。	なし	なし
審議会への諮問	主務大臣は事業活動調整審議会の意見を聴いて大企業者に対し勧告	政令の制定、改廃、命令の発動等は中小企業政策審議会に諮問	意見書に基づき中央・都道府県中小企業分野調整審議会に付議	政令の制定、命令の発動等は中小企業産業分野確保審議会に諮問	主務大臣は中小企業事業分野審議会の議を経て大企業者の進出を許可
大企業に対する命令等	主務大臣は、大企業(ダミーを含む)がその事業活動によって不当に中小企業者の事業活動に悪影響等を及ぼしている場合、事業の変更等を勧告できる。主務大臣は勧告するまでの間大企業者に対し、進出等の一時停止の勧告ができる。以上の勧告に従わなかった場合には、主務大臣は、公表することができる。	大企業者は、業種指定後は中小企業者に対して、新たに資本又は人的関係において支配力を及ぼしてはならない。違反した場合=主務大臣による違反行為の排除命令 大企業の事業活動が中小企業の存立に重大な悪影響を与えていると認められるときは、主務大臣は、当該大企業に対し、その圧迫を緩和するための措置を採るよう命令できる。	主務大臣は審査会の答申に基づき、進出大企業に対し、計画の変更を命ずることができる。 大企業の事業活動が中小企業者に相当程度の影響を及ぼすおそれのあるとき、主務大臣は、当該大企業に対し、当該行為をしないよう勧告することができる。 主務大臣は、事前届出及び命令違反を	主務大臣は、大企業者が届出に係る事業を行うことにより中小企業者の存立に重大な影響を及ぼすこととなると認めるときは届出を受理した日から4月以内に大企業者に対し進出計画の変更を命ずることができる。	1. 主務大臣は指定業種に属する事業を営む大企業者の事業活動が中小企業者に相当程度の影響を及ぼす(おそれがある)と認めるときは必要な指示をする。 2. 主務大臣は大企業者が指示に従わず又はこの法律若しくは法律に基づく主務大臣の処分違反したときは、許可の取消し又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

中小企業分野法の成立・改正に関する立法過程について

党名	自民党 (51.11.2衆議院提案) 51.11.4廃案	社会党 (49.4.25衆議院提案) 51.11.4廃案	公明党 $\left(\begin{array}{l} 49.5.8 \text{ 参院提案} \rightarrow \\ 50.7.4 \text{ 廃案} \\ 50.11.13 \text{ } \rightarrow \\ 50.12.25 \text{ } // \\ 51.2.16 \text{ } // \\ 51.11.4 \text{ } // \end{array} \right)$	民社党 (51.3.25参議院提案) 51.11.4廃案	共産党 (51.2.28衆議院提案) 51.11.4廃案
			行った者に対し、是正措置がとられるまでの間、違反した事業活動を停止すべきことを命令できる。		
立入検査等	主務大臣は、政令の定めるところにより大企業者に対し、事業報告をさせ、または立入検査ができる。	なし	主務大臣は指定業種大企業に対し、事業報告をさせ、また立入検査ができる。	なし	主務大臣は、指定業種に属する事業を営む大企業者に対し、事業報告をさせ又は立入検査ができる。

〔資料3〕

(小字及び――は衆議院修正の部分)

中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案

中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、○中小企業者の経営の安定に悪影響を及ぼすおそれのある大企業者の大規模な事業の開始又は事

業の大規模な拡大に関し、一般消費者等の利益の保護に配慮しつつ、その事業活動を調整することにより、中小企業の事業活動の機会を適正に確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者(次項第二号に掲げる者を除く。)をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この法律において「大企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 前項各号の一に該当する者以外の者(会社及び個人に限る。)であつて事業を営むもの

二 前項各号の一に該当する会社であつて、前号に掲げる者が単独でその会社に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係を持っているもの

(大企業者の責務)

第三条 大企業者は、大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大に際しては、当該事業と同種の事業を営んでいる中小企

業者の利益を不当に侵害することのないように配慮しなければならぬ。

資 (自主的解決の努力)

第四条 大企業者の大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大に際し、当該事業と同様の事業を営んでいる中小企業者と当該大企業者との間において事業活動の調整に関する問題が生じたときは、その双方の当事者は、早期に、かつ、誠意をもつて、自主的な解決を図るように努めなければならない。

(調査)

第五条 中小企業団体(特定の事業を行う者であることをその直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)の資格とし、かつ、その構成員の大部分が中小企業者である団体であつて政令で定める要件に該当するものをいう。以下同じ。)は、大企業者が当該特定の事業と同種の事業につき当該中小企業団体の構成員たる相当数の中小企業者の経営の安定に悪影響を及ぼすおそれのある大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大の計画を有していると認めるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、当該計画の内容に關し、その開始又は拡大の時期、規模その他の主務省令で定める事項のうち自ら調査することが困難であるものについて調

査するよう申し出ることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、当該申出に係る事項について必要な調査を行い、その結果を当該中小企業団体に通知するものとする。

(調整の申出)

第六条 中小企業団体は、大企業者が当該中小企業団体の構成員の資格に係る特定の事業と同種の事業につき大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大をすることが当該中小企業団体の構成員たる相当数の中小企業者が現に供給している物品又は役務に対する需要の減少をもたらすことによりこれらの中小企業者の経営の安定に著しい悪影響を及ぼす事態が生ずるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、次条第一項の規定による催告をするよう申し出ることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その旨を当該申出に係る大企業者に通知するものとする。

(調整勧告)

第七条 主務大臣は、前条第一項の規定による申出があつた場合において、当該申出をした中小企業団体及び当該申出に係

る大企業者の間において同項に規定する事態の発生を回避することが困難であり、かつ、当該事態の発生を回避することにより中小企業の事業活動の機会を適正に確保する必要があると認めるときは、中小企業^{○分野等}調整審議会の意見を聴いて、当該大企業者に対し、当該事業の開始又は拡大の時期の繰^{○り}下げ、^{○り}又は[○]当該事業の規模の縮小[○]その他の当該事態の発生を回避するために必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告の内容は、前条第一項に規定する事態の発生を回避するために必要な限度を超えないものであり、かつ、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないものでなければならぬ。

3 主務大臣は、第一項の規定による勧告をした場合において、大企業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 主務大臣は、第一項の規定による勧告をするとき又はしないこととするときは、あらかじめ、通商産業大臣の意見を聴かなければならない。

5 主務大臣は、第一項の規定による勧告をしたときはその旨及びその勧告の内容を、同項の規定による勧告をしないこと

としたときはその旨及びその理由を、前条第一項の規定による申出をした中小企業団体に通知するものとする。

(意見の聴取)

第八条 中小企業^{○分野等}調整審議会は、前条第一項の規定により意見を聴かれた場合において、その意見を定めようとするときは、第六条第一項の規定による申出をした中小企業団体及び当該申出に係る大企業者並びに主務省令で定めるところにより選定した一般消費者、関連事業者その他の利害関係者の意見を聴かなければならない。

(一時停止勧告)

第九条 主務大臣は、第六条第一項の規定による申出に係る大企業者が当該申出に係る事業の開始又は拡大についての計画を実施することにより第七条第一項に規定する措置を執らせることが著しく困難となる事態が生ずると認めるときは、中小企業^{○分野等}調整審議会の意見を聴いて、当該大企業者に対し、同項の規定による勧告が行われるまでの間の応急の措置として六月以内の期間を定めて、当該事態の発生を回避するために必要な限度を超えない範囲内において、当該計画の実施を一時停止すべきことを勧告することができる。この場合において、当該期間内に同項の規定による勧告をすることができる。

ない特別の事情があると認められるときは、中小企業^{○分野等}調整審議会の意見を聴いて、六月を超えない範囲内において当該期間を延長することを妨げない。

2 第七条第三項の規定は、前項の規定による勧告に準用する。

(指導)

第十条 主務大臣は、第七条第一項の規定による勧告をするときは、中小企業^{○分野等}調整審議会の意見を聴いて、当該勧告に係る第六条第一項の規定による申出をした中小企業団体に対し、当該勧告に係る事業と同種の事業に係る中小企業の競争力の強化及び一般消費者の利益の増進のために当該中小企業団体の構成員たる中小企業者が講ずべき設備の近代化、技術の向上、事業の共同化その他のその事業活動の改善のための方策を示して必要な指導を行うものとする。

(調整命令)

第十一条 主務大臣は、第七条第一項の規定による勧告を受けた大企業業者が、同条第三項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお正当な理由がなくてその勧告に係る措置を執らなかつた場合において、第六条第一項に規定する事態が生ずることにより同項の規定による申出をした中小企業団体の構成員たる中小企業者の相当部分の事業の継続が著しく困難となる

おそれがあると認められるときは、中小企業分野等調整審議会の意見を聴いて、当該大企業に対し、当該勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

2 第七条第四項の規定は、前項の規定による命令に準用する。

3 第八条の規定は、第一項の規定により中小企業分野等調整審議会が意見を聴かれた場合に準用する。

(中小企業^{○分野等}調整審議会)

第十一条 通商産業省に、附属機関として、中小企業^{○分野等}調整審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この法律、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第百八十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、関係各大臣の諮問に応じ、中小企業の事業活動の機会を適正に確保するための大企業者の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

4 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 前二項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(報告徴収)

第十二条 主務大臣は、第七條及び第九條^{〇及び第十一條}の規定の施行に必要な限度において、第六條第一項の規定による申出に係る大企業者に対し、その業務に関し報告させることができる。

(適用除外)

第十三条 この法律の規定は、小売業（飲食店業を除く。）又はその業種について第六條第一項に規定する事態の発生が回避されることとなる措置が他の法令において講じられている業種で政令で定めるものに属する事業につき、大企業者が大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大をする場合には、適用しない。

(主務大臣等)

第十四条 この法律における主務大臣は、大企業者が開始し又は拡大しようとする事業を所管する大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(罰則)

第十六条 第十一条第一項の規定による命令に違反した者は、

三百万円以下の罰金に処する。

第十五条 第十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者は又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第二条 中小企業等協同組合法の一部を次のように改正する。

第九条の二の二第四項中「中央中小企業調停審議会」を「中小企業^{〇分野等}調停審議会」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第三条 中小企業団体の組織に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「中央中小企業調停審議会」を「中小企業^{〇分野等}調停審議会」に改める。

第三十条の四第四項中「行なおう」を「行おう」に、「中小企業調停審議会」を「中小企業^{○分野等}調停審議会」に改める。

第三章第八節の節名中「中央中小企業調停審議会」を「中小企業^{○分野等}調停審議会」に改める。

第八十条の次に次の一条を加える。

(中小企業^{○分野等}調停審議会)

第八十条の二 中小企業^{○分野等}調停審議会は、関係各大臣の諮問に応じ、組合協約及び特殊契約に関する重要事項を調査審議する。

第八十一条の前の見出しを「(都道府県中小企業調停審議会)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第八十二条中「中央中小企業調停審議会は関係各大臣の、都道府県中小企業調停審議会は」を「都道府県中小企業調停審議会(以下「調停審議会」という。)は、」に改める。

第八十三条第一項中「中央中小企業調停審議会は会長一人及び委員九人以内で、都道府県中小企業調停審議会は」を「調停審議会は、」に改め、同条第二項中「中央中小企業調停審議会又は都道府県中小企業調停審議会(以下「調停審議会」と総称する。)」を「調停審議会」に改める。

第八十四条及び第八十八条中「通商産業大臣又は」を削る。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第四条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第七号を第六号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

七 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和五十二年法律第 号)の施行に關すること。

第四条第四項中「第二号の二」の下に、「第七号」を加え、「第七号まで」を「第六号の三まで」に改め、同条第五項中「第七号まで」を「第六号の三まで」に改める。

第五条第一項中「中央中小企業調停審議会」を「中小企業^{○分野等}調停審議会」に改め、同条第二項中「及び中央中小企業調停審議会」を削り、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 中小企業^{○分野等}調停審議会については、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業の事業活動の調整に関する法律の定めるところによる。

〈資料4〉

分野法関係進出事例（昭和52年10月以降）

※は分野法により、調査または調整の申し出が受理されたもの。

〔中小企業事業分野確保協議会〕昭和55年3月現在

業種(団体)	進出時期	進出地域	進出大企業の内容(グミ-関係)	進出の内容	経過	問題点
①クリーニング (埼玉県クリーニング環境衛生同業組合)	昭和53. 2頃	埼玉	三国サービス㈱ 資本金 2,000万円 (三国コカ・コーラボトリング㈱100%出資)	コカ・コーラ集配所員および自社従業員を対象に事業を行ってきたが、一般クリーニング分野にも進出。	組合との話し合いにより、一般クリーニング分野には参入しないことで和解成立。	①クリーニング業などのサービス業、あるいは製造小売業など地域性の強い業種における進出問題については、地域の実情に十分配慮した対応が必要とされている。事実、クリーニング業における大企業の進出は、限られた地域の中小企業の経営に大きな影響を与えている。したがって都道府県レベルの積極的な対応が必要となっている。
② 〃	〃	〃	日魯毛皮㈱ 資本金 1億5,000万円 (日魯漁業47%出資)	県下の一般クリーニング店と下請契約し進出するとのうわさあり。	組合が反対の意志を表明したところ、一般クリーニングへは進出しないことが明らかとなった。	
※③(愛知県クリーニング環境衛生同業組合)	昭和53. 10	愛知	タカケンサンシャイン㈱ 本社 岐阜県大垣市 資本金 2,000万円 従業員 287名 年商 18億7,000万円	愛知県内に直営工場3工場を新設し、1工場ごとに150~200の取次店を展開し、進出する。	昭和53. 11 愛知県クリーニング組合「調査申し出」。 昭和53. 12 厚生省調査結果を組合へ通知。 その後54年に入り、県のあっせんで当事者間の話し合いを数度重ねる。県が作成した調停案をもとに最終的に話し合いを行った結果、54年7月以下のような内容の協定書を交した。 ①既存工場の増築、増設ならびに工場の新設は55年12月末まで行わない。出荷数量は既存業者の利益をおかささないよう自粛する。 ②クリーニング業の特性を考慮し、取次店を設置するときは当該地域の市場調査を十分行い、業界の秩序にそようにする。 ③3カ月に1回の定期的な連絡会議をもって、事業活動から生ずる問題を誠意をもって解決する。	②クリーニング業は、機械等の設備が割合簡単であることから、中小企業者が進出のウサを耳にしたときには、すでに稼働体制に入っていることが少なくない。したがって、行政の対応の迅速さが要求されている。
※④(沖縄県クリーニング環境衛生同業組合)	昭和53. 8	沖縄	㈱九州化学 本社 北九州市八幡西区 資本金 1億8,000万円 (昭和53. 11) 従業員 約450人	浦添市にあるトルコ風呂跡を買収、直営工場を建設し、沖縄市以南の地域に取次店を展開、何んでも100円の低料金で進出。その後、組合の申し入れで公取が調査にのり出したことから180円に改訂した。	昭和53年春 ㈱九州化学が進出を計画していることをキャッチ。そこで組合が平田社長に問い合わせたが、直営工場の進出計画はないと回答。ところが、隠密りに直営工場を設置。進出を始めた。 昭和53. 9 組合は厚生省に調査を申し出た。 厚生省はこれを受理、調査を行い、11月回答を行った。 九州化学は、今後さらに工場の建設計画があるとしている。 厚生省は、それが実施されると中小クリーニング業者に著しい悪影響を与えるおそれがあるとして県を通じて当事者間の話し合いをあっせんしている。	③知事へ権限が委任されていないことから、中小企業者が県へ相談に行っても、消極的であることが少なくない。また、県があっせんまたは調停を行っても、分野法上の権限は知事にないので責任の所在が不明確である。
⑤(神奈川県クリーニング環境衛生同業組合)	昭和53. 6頃	箱根町(神奈川)	㈱白洋舎 本社 東京都渋谷区神山 資本金 15億円 従業員 2,280人 売上高 143億7,900万円 (昭和51. 12)	箱根温泉旅館協同組合のクリーニング工場を買い上げ、従来の水洗いクリーニングのほか、ドライクリーニング部門も増設する計画があり、地元業者に影響を与えることが予測された。	組合が白洋舎に申し入れ、町役場立会いの上で話し合いを重ねた結果、既存業者に影響を与えないという内容の協定書を交した。	
※⑥不動産仲介 (㈱全国宅地建物取引業協会連合会)	昭和52. 10	首都圏(全国)	三井不動産販売㈱ (三井不動産㈱の100%出資、本社 新宿区西新宿) 資本金 121億7,400万円 従業員 850人)	「三井式フランチャイズ方式」で不動産流通仲介分野(中小不動産業者の市場)における事業拡大をはかった。	中小不動産業界(全宅連)は、52年10月27日、三井不販の流通仲介分野への進出計画について調査申し出を行い、建設省は受理。 12月23日建設省より調査結果が通知され、全宅連はその内容を分析したところ将来的に悪影響を与える恐れがあると53年3月1日、調整の申し出を行った。建設省は受理したが、当事者間の話し合い	①調整の申し出を建設省は受理したが、三井の進出の影響はほとんどないということから、調整勧告を行わなかった。これは、県レベルの取扱い量に三井の年間目標を比

中小企業分野法の成立・改正に関する立法過程について

業 種 (団体)	進出時期	進出地域	進出大企業の内容 (ダミー関係)	進出の内容	経 過	問 題 点
					を指導し、計画の実施が4月から3カ月延期されている中、全宅連は3月30日、総決起大会を開催した。その後数次の話し合いが行われ、建設省は調停案(内容は三井の進出を実質的に認めるもの)を提示、全宅連は6月に調停案を正式に返上。 7月1日、三井は新設住販10店を強行オープン、話し合いは事実上決裂。 全宅連は、①分野法9条に基づく一時停止勧告、②速やかに法7条1項に基づく調整勧告の措置を講じる、の2点を建設省、通産省に要望。これに対し建設省は、①これ以上三井の計画を抑止できない、②新住販の進出による影響調査を行い、調整勧告が可能か判断する、と見解を表明。その後、千葉、埼玉などの進出地域で影響調査をすすめる一方、中小業界に対し近代化を指導。55年度予算で国が10億円を出資し業界が20億円をきよ出して「不動産流通近代センター」を設立することになった。	べて影響度を出したため、進出を受けた限定地域では大きな影響が出るものと予測されている。調整勧告(一時停止勧告)について、法の運用のあり方が問われている。 ②不動産仲介業も地域性業種であり、クリーニング業と同様のことがいえる。 ③不動産業について、産業統計ではその他業種ということで約1億円、約300人以上を大企業としているが、仲介業は明らかにサービス業である。大企業の定義について、業種の認定方法が不明確である。 ④大企業の共同出資による子会社が現行のダミー規定に抵触しない。
⑦(株)大阪府宅地建設取引業協会)	昭和52. 7	大 阪	朝日新聞大阪本社	同社事業開発室が一部の中小宅建業者を系列化し、朝日ハウジングギャラリーエステートグループを設立。 昭和52. 7. 1より、不動産流通業務の営業を開始。	52年12月8日、大阪宅建協会は建設省に調査申し出。 12月22日、建設省立合いの上、当事者間で次の3点について確認書を取り交す。 ①朝日新聞は、エステートグループにギャラリーを貸与するだけで、運営にはタッチしない。 ②ギャラリーの使用はできるかぎりすみやかに廃止する。 ③エステートグループに朝日ハウジングギャラリーの名称を使用させない。	
⑧ 〃	昭和53. 2	〃	日本住宅流通(株) 本 社 大阪市西区阿波座中通 資本金 3億5,000万円 (住友銀行、大和ハウスを中心に大手41社が出資)	同社は昭和53. 2設立。 大阪を中心に中古住宅の仲介を4月から開始、最近では関東にまで進出してきている。	53年3月14日、大阪宅建協会は調整の申し出を行ったが、建設省は、従業員が21名だから分野法における大企業者に概当しないとして受理せず。また、大企業の共同出資によるダミーは現在の規定には抵触しないとした。	
⑨パン、菓子 (富山県パン協同組合、富山県菓子工業組合、富山県洋菓子協会)	昭和53. 10	富 山	敷島製パン(株)	名古屋工場で生産したパン、菓子などを富山県内の販売店に卸す。 年間販売目標12億円	富山県内ではすでにヤマザキ、フジなどの大企業が一定のシェアを占めており、中小企業者は大きな影響を受けているが、さらに敷島パンが進出することが昭和53. 10に明らかになった。そこでパン組合は昭和54. 2に農水省に対し調査申し出をしようとしたが、北陸農政局が申し出を断念させる行政指導を行った。この問題は国会でもとりあげられ、措置の誤りが指摘された。その後、農政局のあっせんで当事者間の話し合いが行われている。	①知事に権限がないことを理由に、県当局はなんら具体的な対応をしていない。 ②農水省の出先機関が誤った法の運用を行った。
⑩絵画用キャンバス (日本キャンバスメーカー組合)	昭和53. 10	全 国	東洋クロス(株) 本 社 大阪市東区 資本金 7億円 従業員 450名 年 商 82億8,000万円 (昭和52. 4現在)	ブッククロスなどコーティングの技術と現有設備を転用し、絵画用キャンバスの製造・販売にのり出す。	昭和53末から進出の動きがあり、カタログなども出回る。そこでメーカー組合は分野協とともに、昭和54. 3に東洋クロスに対して進出中止を申し入れた。 その後、衆議院商工委員会の審議においてもとり上げられ通産省のあっせんで当事者間の話し合いを行っている。	組合が任意団体であるため、分野法を活用することができない。
⑪豆腐 (兵庫豆腐揚場商工)	昭和53. 5	神戸市 (兵 庫)	タイヨー食品(株) 資本金 4,800万円	タイヨー食品は従来、餡や煮豆などを製造販売し	53年5月中旬分野協兵庫支部に、こんにやく組合より東食の子会社らしいタイヨー食品が豆腐の大量生産にのりだすらしいとの情報	①東食の明らかなダミーであったにもかかわらず、農政局の消極的な

中小企業分野法の成立・改正に関する立法過程について

業種(団体)	進出時期	進出地域	進出大企業の内容(ダミー関係)	進出の内容	経過	問題点
業協同組合)			(昭和53. 6. 20) ㈱東食 (資本金 47億6,000万円)のダミー	ていたが、53年3月30日役員を変更し、豆腐、油揚げの製造・販売を加え、新社会として発足。日産2万丁(神戸市の需要量の25~35%)を計画。	が入り、確認したところ、3月30日に、大幅に役員を変更し、新会社として発足したことが判明。兵庫県豆腐組合は、5月23日に調査申し出を決定し、29日に近畿農政局へ申し出の予定が課長不在で都合が悪いとのことで6月2日に延期。6月2日調査の申し出を行ったが、農政局は正式受理はせず、預りとなる。6月15日農政局は、6月12日に事実関係を確認し、タイヨー食品は東食のダミーでなく分野法の対象にならないと正式見解。兵庫支部はタイヨー食品の役員変更と資本金の出資構成の変更のための会社登記が6月5日に行われたことから、農政局の消極的姿勢がタイヨー食品の脱法行為を助けたと指摘している。	姿勢がダミーかくしを許してしまった。金融機関等を通じて、実質的に支援しているにもかかわらず、ダミー規定に抵触しない。 ②タイヨー食品自体が業界の実態からすれば大企業であるのに、法律上は、豆腐業は製造業であり、(例)1億円以上、(例)300人以上が大企業となっている。
※⑩旅宿 (石川県旅館業環境衛生同業組合)	昭和52. はじめ	金沢市 (石川)	福田観光㈱ 本社 富山市宝町1の4 資本金 1億9,150万円 従業員数 140人 建物規模 (客室181室、 収容人員250人、 地下2F、地上14F)	福田観光㈱は、昭和52年初め、ホテル業の世界的チェーン、「ホリディ・イン」のノウハウを採用して、金沢駅前にホテル「ホリディ・イン金沢」の建設を計画、53年4月建築基準法の確認を得て工事に着手した。	進出計画に対し、組合金沢支部は反対を表明。石川県および厚生大臣に陳情した。県のあっせん、3回にわたり話し合いを行ったが、平行線をたどり折り合いがつかなかった。そこで組合は昭和53. 6月に厚生省に分野法にもとづき調整申し出を行った。厚生省は、6月26日~29日に現地調査を行い双方に話し合いをあっせん。8月14日、①客室のうち、5F洋室21室、4F和室は開業後2年間凍結、②この期間、組合員は経営の健全化のための努力を行う、③組合員の経営するホテル・旅館から従業員の引き抜きは行わない、などの内容の協定を行った。そのため組合は申し出を取り下げた。	
⑬軽印刷 (㈱日本軽印刷工業会、全日本青写真工業連合会、全日本印刷工業組合連合会)	昭和53. 10	全国	富士ゼロックス㈱ 本社 東京都港区 資本金 100億円(昭和49. 6) 従業員 7,600名(昭和51. 10) 売上高 830億円(昭和50. 10)	新機種の開発にともない全国50カ所の自社システムセンターのうち、東京・大阪各2店に「印刷まで承ります」との看板を掲げる。	富士ゼロックスの進出は重大問題として、日軽印、全印工連は共同歩調をとり、3月2日、富士ゼロックス本社に抗議申し入れ。その結果、富士ゼロックス側は「印刷業界と対抗するなどということは考えていない。システムセンター個々の勇み足であり、看板は早速撤収させる」として印刷業務は行わない旨回答した(昭和54. 3)。	
⑭飲食店 (埼玉県種類環境衛生同業組合)	昭和54. 5	埼玉	㈱不二家 本社 東京都中央区銀座 資本金 45億1,300万円 従業員 5,135人 八千代食品㈱(キングタイガー) 本社 東京都豊島区東池袋 資本金 3,480万円 従業員 約50人	両社は、浦和市北浦和三室地区にファミリーレストランの出店を計画。とくに不二家は県下に20店舗の出店を計画しているといわれる。	大型レストランは、これまで都市郊外立地型が多かったが、本件は後発グループが、既存商店街に出店してきたことから、地元飲食店業者の危機意識を高めた。地元では、「大型レストラン対策委員会」を設置し進出反対運動にとりくみ、両社と話し合いを重ねてきたが折合いがつかないことから農水省に調停を申し入れた。農水省は、両社を呼んで事情を聞くなどしているが、具体的な調停作業には入っていない。地元では、今後行われる話し合いの結果によっては、分野法にもとづく申し出をしようという動きになっている。	①大企業の行う事業が多く業種(中小企業団体)にまたがった場合の法律上の手続きがあいまいである。 ②地域的な問題であり、県知事が権限をもって調整すべきである。 ③主務大臣が複数である場合の申し出窓口が不明である。
⑮下宿 (地元学生下宿業組合)	昭和54. 3	兵庫	川崎重工業㈱ 本社 神戸市生田区 資本金 636億円 従業員 32,311名 売上高 5,399億円	不況で合理化をすすめ、その結果、独身寮が空いたことからこれを地元で商大生相手の下宿にすることを明らかにした。	地元の下宿業者が死活の問題と反対し、分野協兵庫支部に協力を求めてきた。そこで、支部が立会い4回にわたって話し合いを行い、分野法の精神を背景にして、「独身寮を現在以上学生の下宿としなさい」「67人の入居のうち商大生は10人以上とする」という内容で解決がはかれた。	

〈資料 5〉

中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律

中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「単独で」を削り、「所有する関係」を「単独で所有する関係」に改める。

第五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申出であつて都道府県の区域を超えない区域をその地区とする中小企業団体がするものは、当該区域を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による申出であつて都道府県の区域を超えない区域をその地区とする中小企業団体がするものは、当該区域

を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により当該都道府県知事を経由してされた申出について、その申出に係る大企業者の当該事業の開始又は拡大の計画の実施がその申出をした中小企業団体の構成員たる中小企業者の経営の安定に及ぼす影響等に関し、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。この場合において、都道府県知事は、当該中小企業団体の構成員たる中小企業者の経営の安定に及ぼす影響等に関し、都道府県中小企業調停審議会の意見を聴くことができる。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第八十一条中「又は」を「若しくは」に改め、「委任されたとき」の下に「又は都道府県知事が中小企業者の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）第六条第三項前段に規定する

意見を定めるため必要があると認めるとき」を加える。

第八十二条中「都道府県知事の諮問に応じ、組合協約及び特殊契約に関する重要事項」を「都道府県知事の諮問に応じ組合協約及び特殊契約に関する重要事項を調査審議し、並びに中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第六条第三項後段の規定によりその意見を聴かれた場合において同項に規定する中小企業団体の構成員たる中小企業者の経営の安定に及ぼす影響等に関する事項」に改める。

理由

中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の施行の状況にかんがみ、大企業者の範囲の拡大に関し規定を整備するとともに、主務大臣に対する調査及び調整の申出のうち一定のものにつき都道府県知事を経由して行うこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

Legislative Process of Law on Securing Business Opportunities
for Small and Medium Enterprises by Adjusting the Business
Activities of Large Enterprises
— One Aspect of Legislative Process in the Field of
Economic Law —

Susumu MATSUMOTO*

Contents

1. Legislative Process of Enactment
2. Legislative Process of Amendment
3. Significance and Practicality of the Study of Legislative Process

* Commissioner of Legislation for the Third Department of Legislative Bureau of the House of Representatives